



国 不 用 第 3 5 号
令 和 7 年 1 月 1 5 日

各 地 方 整 備 局 長 殿
各 地 方 航 空 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 指 定 都 市 の 長 殿
港 湾 管 理 者 殿

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 土 地 政 策 審 議 官
(公 印 省 略)

国 庫 債 務 負 担 行 為 に よ り 直 轄 事 業 又 は 補 助 事 業 の 用 に 供 す る 土 地 を
先 行 取 得 す る 場 合 の 取 扱 い に つ い て (平 成 1 3 年 3 月 3 0 日 付 け 国
総 国 調 第 8 8 号 国 土 交 通 事 務 次 官 通 知) 記 6 (三) 五 に 規 定 す る 利
率 の 改 定 に つ い て (通 知)

標 記 に つ い て は 、 最 近 の 金 利 水 準 動 向 に 鑑 み 、 下 記 の と お り 改 定 す る こ と と し た の
で 、 遺 憾 の な い よ う 措 置 願 い ま す 。

な お 、 各 都 道 府 県 知 事 に あ つ て は 、 貴 管 内 市 町 村 等 (指 定 都 市 を 除 く 。) に 、 こ の
旨 周 知 徹 底 願 い ま す 。

記

1. 国 庫 債 務 負 担 行 為 に よ り 直 轄 事 業 又 は 補 助 事 業 の 用 に 供 す る 土 地 を 先 行 取 得 す
る 場 合 の 取 扱 い に つ い て (平 成 1 3 年 3 月 3 0 日 付 け 国 総 国 調 第 8 8 号 国 土 交 通
事 務 次 官 通 知) 記 6 (三) 五 に 規 定 す る 利 率 を 年 1 . 6 8 パ ー セ ン ト と す る 。
2. こ の 通 知 は 、 令 和 7 年 1 月 1 5 日 か ら 適 用 す る 。
3. こ の 通 知 の 適 用 の 際 、 既 に 地 方 公 共 団 体 等 が 国 庫 債 務 負 担 行 為 に よ る 用 地 の 先
行 取 得 に よ り 取 得 し 、 か つ 保 有 し て い る 土 地 に 係 る 借 入 れ 済 み の 資 金 に つ い て の
利 子 支 払 額 (令 和 7 年 1 月 1 5 日 以 降 に す る 利 子 支 払 の た め の 借 入 金 に 係 る も の
を 除 く 。) に つ い て は 、 当 該 借 入 金 の 借 換 え の 時 期 ま で の 間 、 な お 従 前 の 例 に よ
る 。

国 不 用 第 3 6 号
令 和 7 年 1 月 1 5 日

各 地 方 整 備 局 用 地 部 長 殿
各 地 方 航 空 局 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 開 発 監 理 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿
各 都 道 府 県 用 地 担 当 部 長 殿
各 指 定 都 市 の 用 地 担 当 局 長 殿
港 湾 管 理 者 殿

国土交通省
不動産・建設経済局土地政策課長
(公印省略)

直轄事業又は補助事業の用に供する土地の先行取得に係る
有利子資金の借入れに際して留意すべき事項について（通知）

直轄事業又は補助事業の用に供する土地の先行取得についての国の取得価額又は補助基本額に計上することのできる利子支払額に係る限度利率については、今般、令和7年1月15日付け国不用第35号国土交通省大臣官房土地政策審議官通知により改定されたところですが、当該利率は、主として市町村及び市町村土地開発公社の実情を考慮の上決定されたものですので、現下の金利状況に鑑み、都道府県、指定都市、都道府県土地開発公社が行う先行取得に係る有利子資金の借入れについては、下記事項に留意の上事務処理願います。

なお、各都道府県用地担当部長にあつては、貴管内都道府県土地開発公社に、この旨周知徹底願います。

記

国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得する場合の取扱いについて（平成13年3月30日付け国総国調第88号国土交通事務次官通知）記6（三）第一号から第四号までに掲げる費用のための借入金に係る利子支払額は、令和7年1月15日から、年1.48パーセントの利率で6箇月ごとの複利により計算した額の範囲内とするよう努めるものとする。

共同発行市場公募地方債(10年)表面利率
[1月9日決定 (1月債)]

用地国債
[1月15日より]

1. 28% + 0. 4%

限度利率 1. 68%
(市町村・市町村土地開発公社
・指定都市土地開発公社)

1. 28% + 0. 2%

指導利率 1. 48%
(都道府県・指定都市
・都道府県土地開発公社)

<参 考>

以下に記載している利率等は、一般企業が金融機関から有利子資金の借入れを行う際の代表的な利率と限度利率・指導利率との関係性及び共同発行市場公募地方債(10年)の表面利率に影響を与えていると考えられる代表的な指標を示すために参考として掲載しております。

◎ 短期プライム・レート・・・・・・・・・・◎ 新長期プライム・レート
(主要行等 令和6年9月2日より)

1. 475% + 0. 15% 1. 625%

◎ 利付金融債・・・・・・・・・・・・・・・・◎ 長期プライム・レート
(みずほ銀行債 令和6年12月10日より)

1. 85% + 0. 05% 1. 90%

◎ 大口定期預金
(三菱UFJ銀行ホームページより 令和7年1月9日現在)

1か月 0. 125%
3か月 0. 125%
6か月 0. 125%
1年 0. 125%
2年 0. 125%
3年 0. 200%

◎ 基準貸付利率(公定歩合) 0. 50% (令和 6年 8月 1日施行)
◎ 特定公共用地等先行取得資金 0. 80% (令和 6年 6月 27日施行)
◎ 10年利付国債表面利率 1. 20% (令和 7年 1月 7日入札結果)

令和7年1月9日

共同発行市場公募地方債（1月債）の発行条件等

令和7年1月に発行する共同発行市場公募地方債の発行条件等は以下のとおりです。

1. 発行条件

- (1) 表面利率 1.286%
(2) 発行価格 100円00銭
(3) 応募者利回り 1.286%（複利：1.286%）

2. 発行日 令和7年1月24日（金）

3. 発行額 840億円

4. 調達団体

（単位：億円）

団体	調達額	団体	調達額	団体	調達額
北海道	—	愛知県	50	札幌市	—
宮城県	100	三重県	30	仙台市	—
福島県	20	京都府	—	千葉市	—
茨城県	30	大阪府	100	川崎市	—
埼玉県	100	兵庫県	—	新潟市	50
千葉県	—	奈良県	—	静岡市	—
神奈川県	—	岡山県	—	浜松市	—
新潟県	40	広島県	—	京都市	—
福井県	—	徳島県	—	大阪市	50
長野県	100	熊本県	—	神戸市	—
岐阜県	30	大分県	—	広島市	—
静岡県	100	鹿児島県	40	北九州市	—
				福岡市	—
				計	840

（注）今後、上記の発行予定が変更される可能性がある。

（連絡先）
共同発行団体連絡協議会
TEL 03-5211-5291

